

■ 第3章 良好な景観の形成のための基準

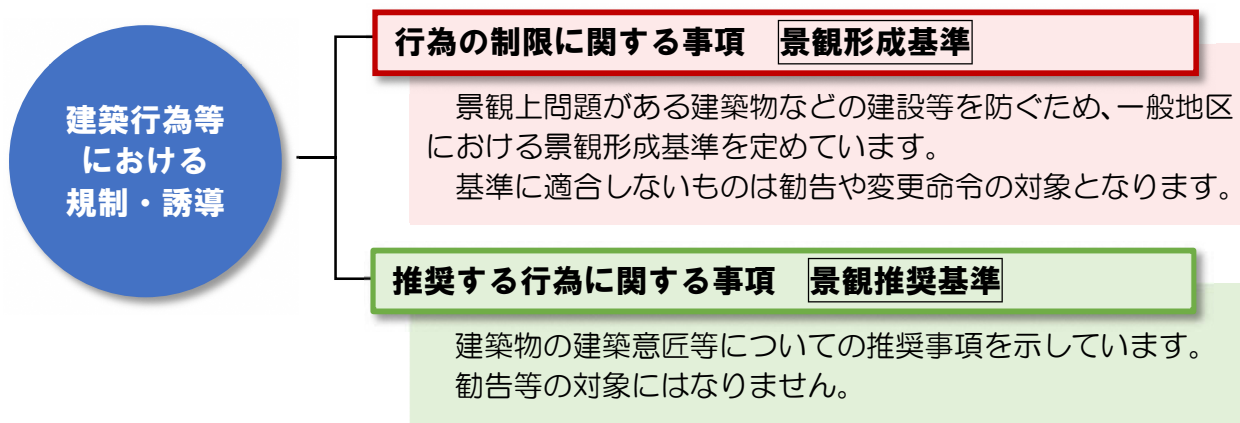
第1節 建築行為等における規制・誘導のしくみ

1. 建築行為等における規制・誘導のしくみ

景観計画区域（町全域）である一般地区において良好な景観の形成を図るために、「景観形成基準」と「景観推奨基準」を設定します。

景観形成に影響を与える一定規模以上の建築行為等を行う際には、景観法に基づき事前に町に届出を行うこととし、「景観形成基準」と「景観推奨基準」に適合するように指導することで、良好な景観の形成への誘導を図っていきます。

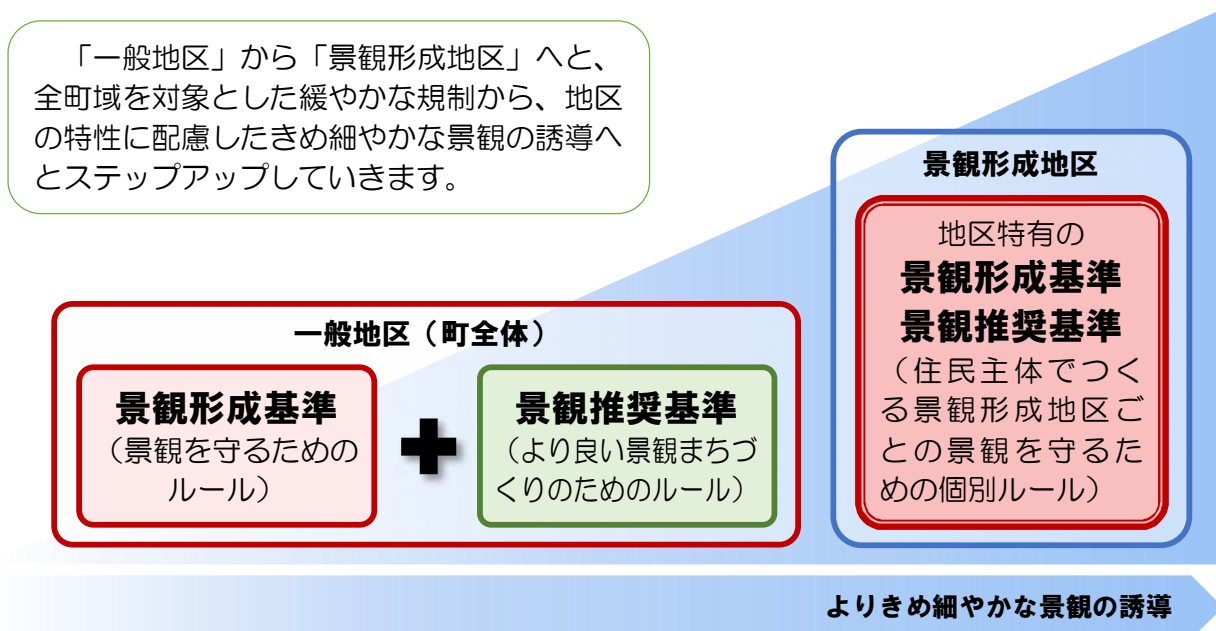
なお、届出対象とならない建築行為等についても、景観形成方針、景観形成基準を踏まえて行うことにより良好な景観の形成に努めていくものとします。



2. 段階的な景観誘導

下図のように、建築行為等を行う際に、「景観形成基準」と「景観推奨基準」について検討することにより、緩やかな景観誘導を進めていきます。

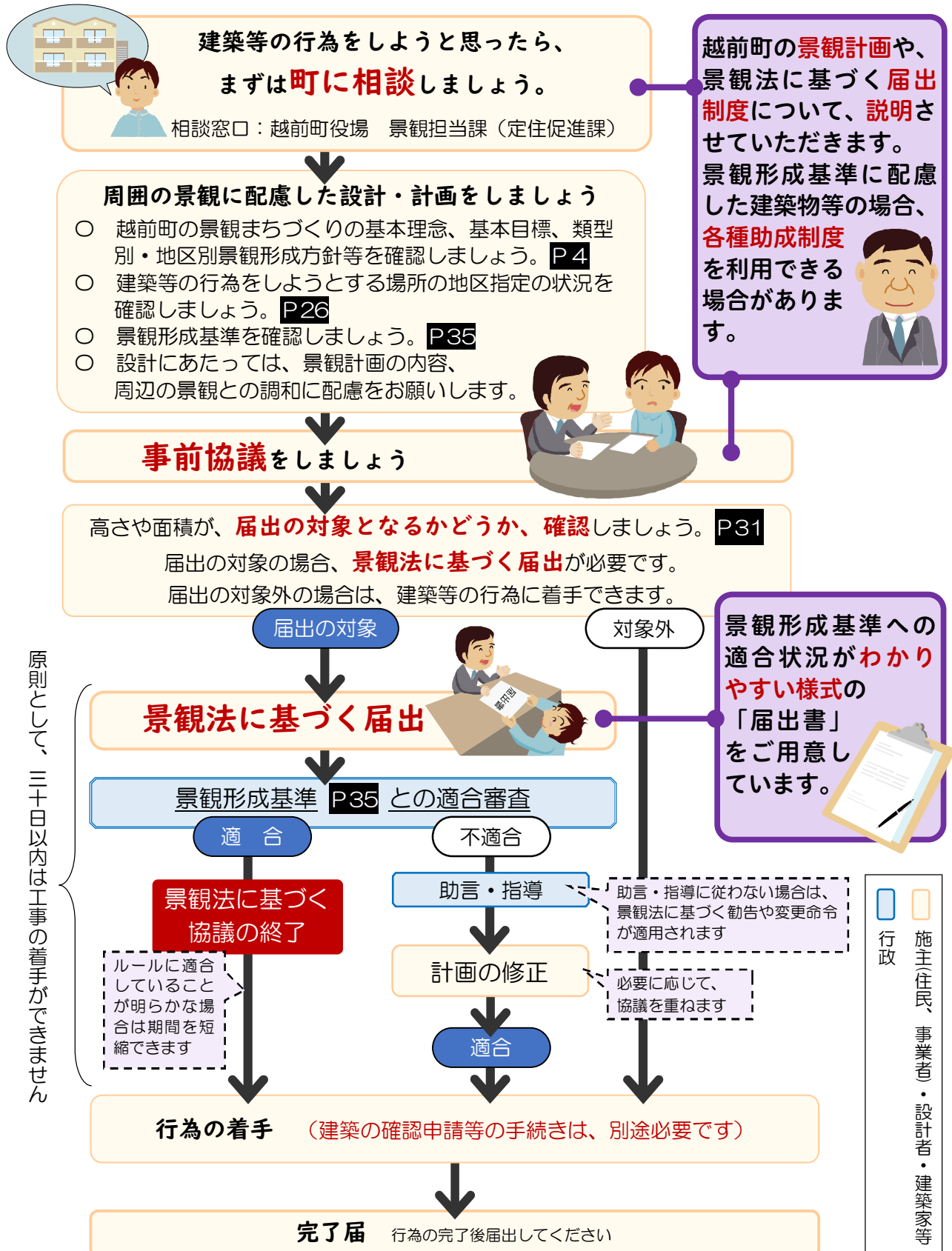
景観形成地区では、地区ごとに個別の「景観形成基準」を定めることで、よりきめ細やかで段階的な景観誘導を図っていくこととしています。



3. 届出・審査の流れ

景観計画では、町内で行われる建築物の建築などの際には、景観まちづくりの基本理念や基本目標、景観形成方針を遵守することを求めています。さらに、規模の大きな建築物など、景観に対する影響の大きいものに対しては、届出制度を活用し、景観形成基準に基づく助言・指導等を行うことで、良好な景観形成への規制誘導を行っています。

越前町景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項又は2項）の流れは、次のとおりです。



第2節 行為の制限に関する事項

(1) 一般地区における届出対象行為

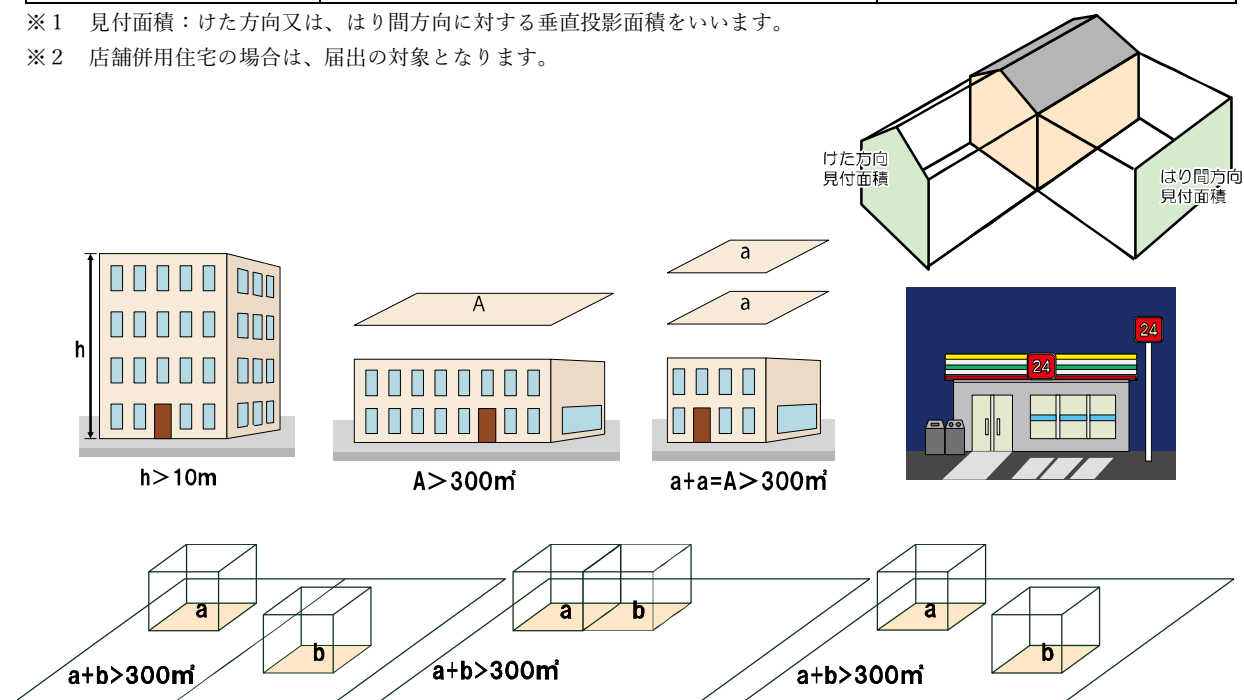
景観計画区域の届出の対象となる行為の項目は、本町の景観に与える影響が大きいと考えられる範囲について設定します。

1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出の対象となる行為		届出の対象から除外する行為
新築	- 延べ面積が <u>300 m²</u>を超えるもの - 地盤面からの高さが <u>10m</u>を超えるもの - 深夜（0時～4時）において、<u>恒常的に照明を点灯</u>するもの（防犯上必要なものを除く） - 土地利用目的が一体と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の建築物については、当該延べ面積の合計が <u>300 m²</u>を超えるもの	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅※2のとき
増築、改築又は移転	- 増築にあつては、既存建築物との延べ面積の合計が <u>300 m²</u>を超えるもの - 増築又は改築により新たに地盤面からの高さが <u>10m</u>を超えるもの。	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅※2で、原則として既存の建築物と同種の構造のとき ⇒行為部分の床面積が10 m ² 以下かつ行為後の建築物の高さが5 m以下のとき
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の届出対象の建築物の外観の過半（建築物の屋根面の1/2を超えるもの又は外壁の見付面積※1の1/4を超えるもの）を変更するもの	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅※2のとき ⇒行為部分の面積が10 m ² 以下のとき

※1 見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積をいいます。

※2 店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。



2) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

【届出等の対象となる工作物の例（道路附帯施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません）】

① 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの	⑦ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
② 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。）	⑧ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
③ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	⑨ 汚水又は廃水処理する施設、ごみ焼却施設
④ 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	⑩ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
⑤ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター	⑪ 太陽光発電設備等
⑥ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設	

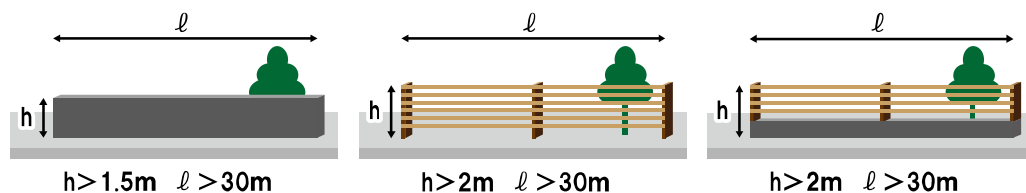
届出の対象となる行為		届出の対象から除外する行為
プラント類※ ¹ その他これらに類するもの	・築造面積が <u>300 m²</u> を超えるもの。（増設又は改設により新たに築造面積が 300 m² を超えるものを含む。） ・地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの（当該工作物が建築物と一体になって設置される場合は、当該建築物との合計の高さ／増設又は改設により新たに高さが 10m を超えるものを含む。） ・深夜（0時～4時）において、<u>恒常的に照明を点灯</u> するもの（防犯上必要なものを除く）	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為後の工作物の高さが 5 m 以下のとき
太陽光発電設備等※ ²	・地盤面からの高さが <u>3m</u> 以上のもの ・建築物と一体となっている場合や、建築物の屋上に設ける場合は、建築物との高さの合計が <u>10m</u> を超えるもの ・モジュール※³ 面積が <u>300 m²</u> 以上のもの。（増設又は改設により新たにモジュール面積が 300 m² を超えるものを含む。）	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、地盤面からの高さ 1.5m 以下、かつモジュール面積 10 m ² 以下のとき
煙突、柱類その他これらに類するもの	・地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 10m を超えるものを含む。）	⇒電柱
電気供給、電気通信等の用途に供するもの		
風力発電設備		

※¹ プラント類：生産設備の類。大型機械などをいいます。

※² 太陽光発電設備等：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物」の「外観変更」に該当します。

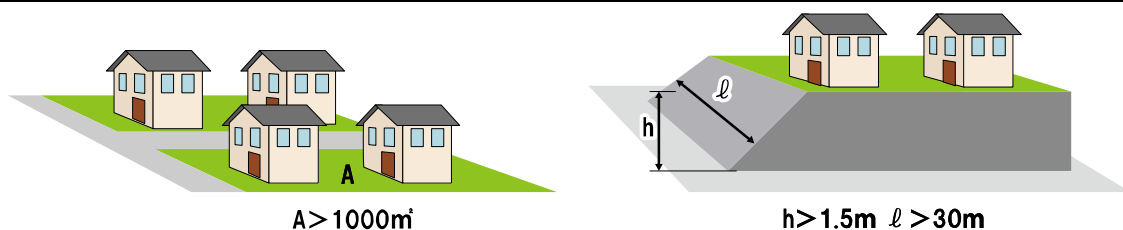
※³ モジュール：太陽電池モジュール・ソーラーパネルのことをいいます。

届出の対象となる行為		届出の対象から除外する行為
塀・柵類その他これらに類するもの （生垣は、工作物から除く）	・補強コンクリートブロック造など、遮へい性の高い塀の場合は、高さが <u>1.5m</u> を超え、かつ 1 辺の長さが <u>30m</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 1.5m を超えるもの、又は長さが 30m を超えるものを含む。） ・視認性の高い塀・柵類その他これらに類するものの場合は、高さが <u>2m</u> を超え、かつ 1 辺の長さが <u>30m</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 2m を超えるもの、又は長さが 30m を超えるものを含む。）	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、長さが 10m 以下のとき
修繕、模様替又は色彩の変更	・上記の届出対象の工作物の外観の過半を変更するもの	



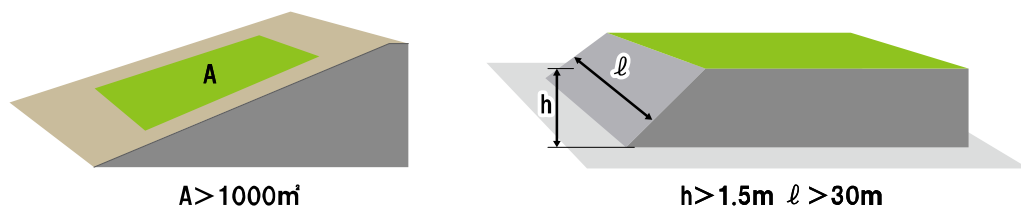
3）開発行為（都市計画法第4条第12項）

届出の対象となる行為
・面積が <u>1,000 m²</u> を超えるもの ・当該行為に伴い高さが <u>1.5m</u> を超え、かつ、延長が <u>30m</u> を超える <u>法面又は擁壁</u> を生じるもの



4）土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質変更

届出の対象となる行為
・面積が <u>1000 m²</u> を超えるもの ・当該行為に伴い高さが <u>1.5m</u> を超え、かつ、延長が <u>30m</u> を超える <u>法面又は擁壁</u> を生じるもの



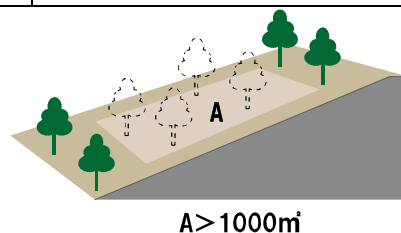
5) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

届出の対象となる行為	届出の対象から除外する行為
- 当該行為に係る区域の面積が <u>1,000 m²</u> を超える樹木や竹の伐採 - 景観に配慮が必要な地区では、沿道から望見できる箇所に植栽された高さが <u>6m</u> を超える樹木や竹の伐採 - 高さが <u>10m</u> を超える樹木や竹の伐採	⇒非常災害時で、応急措置が必要として行う樹木や竹の伐採 ⇒通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 ⇒地域で伝統的に行われている祭礼等のために必要な樹木や竹の伐採

【通常の管理行為、軽易な行為その他の行為の例

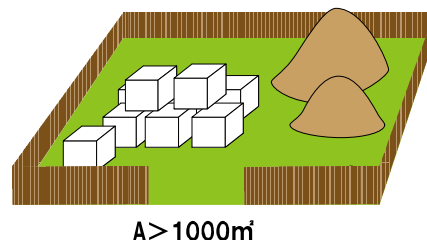
（景観法第 16 条第 7 項第 1 号）】

- ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・ 仮植した木竹の伐採
- ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う木竹の伐採（ただし森林の皆伐を除く） 等



6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出の対象となる行為
地盤面からの高さが <u>3m</u> を超えるもの又は使用面積が <u>1,000 m²</u> を超えるもので農林漁業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの

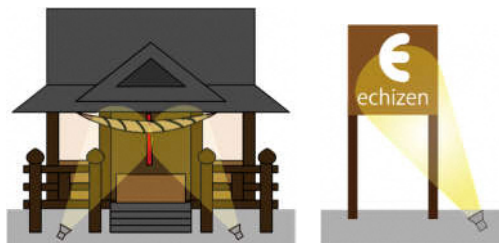


7) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）の新設、移設及び改設並びに色彩等の照明方式の変更

届出の対象となる行為
- 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの - 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの

【届出不要の照明の例】

- ・ 建築物その他の工作物又は物件の外観について行うものではないイルミネーションやプロジェクションマッピング、照明を伴う飾り等（「屋外広告物」として「福井県屋外広告物条例」に基づく許可の申請が必要場合があります）
- ・ 戸建て住宅及び当該住宅の敷地内における、営利を目的としない自家用の照明に類するもの



(2) 一般地区における景観形成基準

届出の対象となる行為に関する景観形成基準は次のとおりとします。

【景観形成基準の種類（建築物・工作物に関するもの）】

* は、変更命令の対象

変更命令については、建築物その他の工作物の形態又は色彩、素材等の制限に関する事項に限定されており、高さ等は変更命令の対象になりません。

形態・意匠（付帯施設を含む）

屋根の形など、建築物等の形態やデザインに関する基準、屋外の非常階段や配管設備、建築物に付属する太陽光発電設備、室外機等に関する基準も含む

色彩

屋根や外壁の色彩に関する基準

敷地内における位置

沿道や敷地の境界線と建築物等の配置に関する基準

外構及び緑化

敷地内の門扉や塀、緑化等に関する基準

沿道等の公共空間から、容易に望見できる箇所について、周囲の景観への配慮を求めます

屋外付属設備等

駐輪場や駐車場、ごみ置き場などの屋外付属設備に関する基準

素材

建築物等に用いられる素材に関する基準

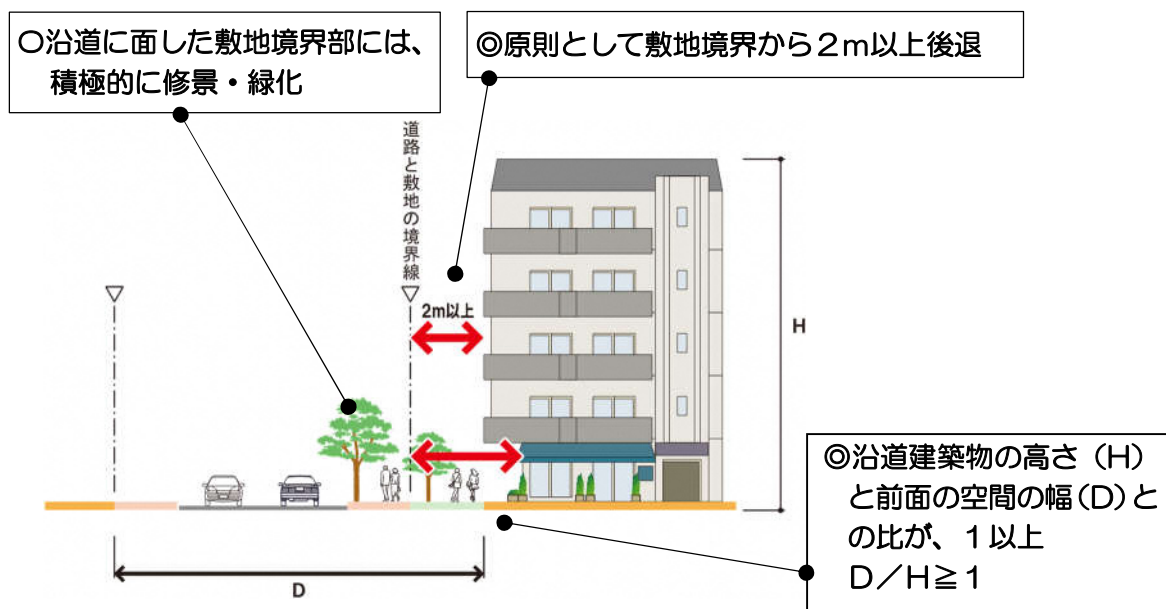
(1) 建築物・工作物

対象	景観形成基準	景観推奨基準
共通基準	◆建築等の行為を行おうとする場所の景観類型や、地区・地形の特性、周辺の土地利用や地域のまちづくりの方向を踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態や意匠とすること。 ◆本町の良好な景観は、現在及び将来にわたる住民共通の資産であるという認識のもと、建築物等の形態や意匠、色彩、素材などに十分配慮し、周辺景観との調和を図ること。 ◆行為を行う場所の周辺（近景※）だけでなく、展望台や洋上、主要な道路や公園等からの、中景※・遠景※の良好な眺望景観の維持・保全に配慮すること。	

※ 近景・中景・遠景：近景は視点場からおよそ 400m 以内、中景はおおよそ 2.5km 以内、遠景はそれ以遠を対象とする景観をいいます。

1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転

対象	景観形成基準	景観推奨基準
敷地内における位置 (配置)	○ 隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良い景観への見通しを確保できる配置とする。 ○ 敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。 ○ 剣神社の門前など、壁面の位置がそろっている個所では、隣接する建築物等と壁面の位置をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した配置とする。 道路に面して駐車スペースを設ける場合など、壁面の位置をそろえることが難しい場合は、道路境界部周辺の舗装を工夫したり、植栽、塀等に修景を施すなど、周辺の景観に配慮する。	◎ 沿道に面して広い間口を有する建築物等については、ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。 やむを得ず、2m以上後退できない場合は、沿道の建築物の高さ(H)と、前面の空間の幅(D)との比が、1以上となるよう、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。



街路幅員をD、沿道建物高さをHとしたときの両者の比(D/H)は、街路空間における囲まれ感を表す指標となります。

D/H=3~4以上は囲まれ感はなく茫漠とした空間となります。D/H=1~3はやや囲まれ感があり、特に大通りのような格の高い街路はD/H=1~2程度がよいと言われています。D/H=1~1.5付近になると囲まれ感が生じます。(出典：街路の景観設計／土木学会編／技報堂出版)

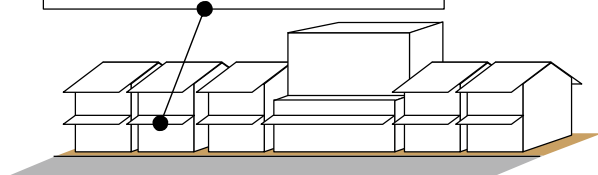
対象		景観形成基準	景観推奨基準
外観	高さ	○ 周辺の建築物等の高さから突出しない、調和のとれた高さとする。	◎ 主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。 ◎ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。
	形態・意匠	○ 周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態とする。 ○ 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン）とする。 ○ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。 ○ 前面の道路の幅員が狭く、沿道から棟の高さが確認しづらい箇所では、歩行者の目線を意識し、軒や庇の出や高さに統一感を持たせる。	◎ 建築物の正面や1階部分のデザインに特に留意し、表情豊かな、景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。 ◎ 「伝統的民家群保存活用推進地区（福井県）」など、周辺に伝統的な様式の建築物がある箇所では、切妻 ^{※1} の勾配屋根や白漆喰の真壁 ^{※2} などの、周辺に古くからある建築物等の意匠を活かす。 ◎ 劔神社の門前など、平入 ^{※3} の家並みが連続している個所では、隣接する建築物等と軒の向きや出をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した意匠とする。
	壁面	○ 長大な壁面はできるだけ避け、分節したり、陰影をつけるなど、外壁や開口部等の意匠を工夫することで、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。	

○周囲から突出しない、調和のとれた高さ

○周辺と調和する形態
まとまりのある意匠（デザイン）

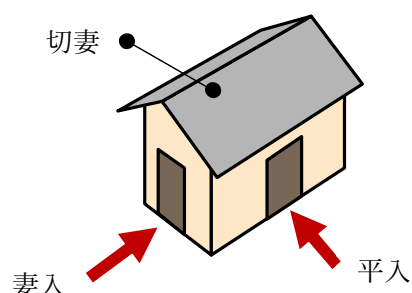


○軒や庇の出や高さに統一感

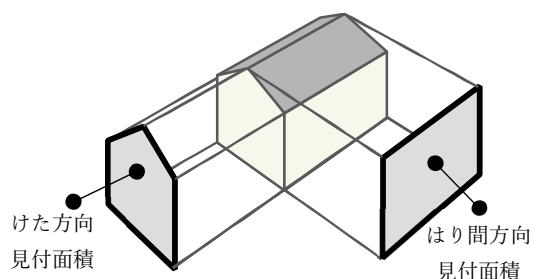
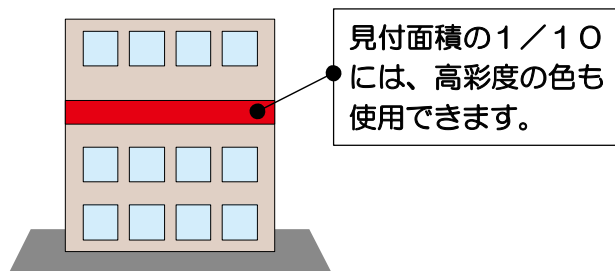
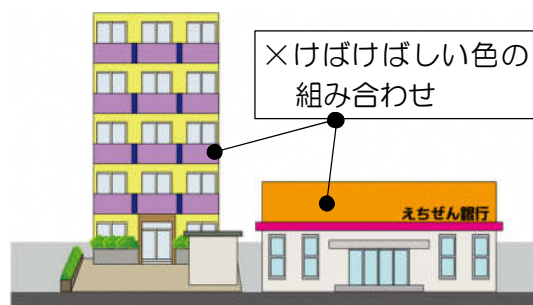
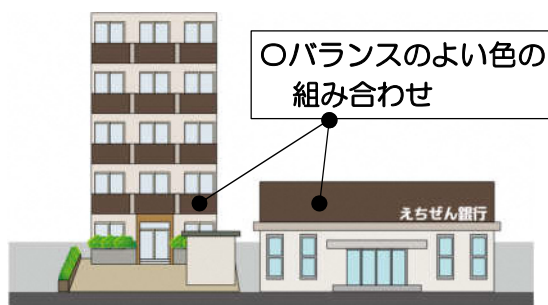


◎周囲に圧迫感を与えないよう、
外壁や開口部等の意匠を工夫

- ※1 切妻：屋根形状の一例。屋根の最頂部である棟から地上に向かって二つの傾斜面が山形の形状をした屋根のことをいいます。
- ※2 真壁：古くから日本の建築に用いられてきた壁のつくりで、柱や梁などの建物の軸組が表面に見える壁のことをいいます。
- ※3 平入：屋根の面に対して、水平の壁に入口を持つもの。対して、屋根の面からみて、横の壁に入口を持つものを「妻入」といいます。



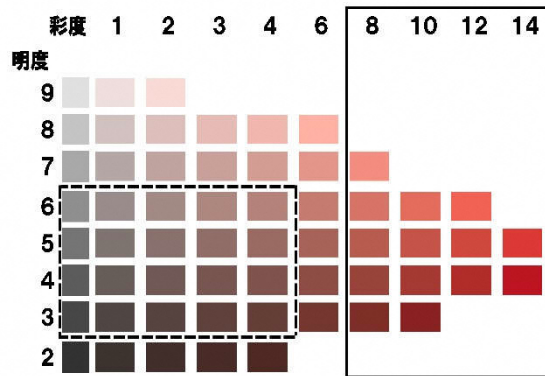
対象		景観形成基準	景観推奨基準																		
外観	色彩	○ 周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。 ○ 彩度の高い色彩を用いる場合は、外壁、屋根等の見付面積*の1/10以下とする。 ○ けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。	◎ 地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。 ◎ 外壁の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。																		
		【高彩度の色彩の例】	【推奨色】																		
		<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相</td><td>-</td><td>7以上</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>-</td><td>5以上</td></tr></table>	色相	明度	彩度	R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	-	7以上	上記以外	-	5以上	<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相</td><td>3以上 6以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td></td><td>—</td></tr></table>	色相	明度	彩度	R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下	無彩色		—
		色相	明度	彩度																	
		R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	-	7以上																	
上記以外	-	5以上																			
色相	明度	彩度																			
R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下																			
無彩色		—																			
* 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JIS Z 8721)。 * ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りではありません。また、宮崎地区のハナミズキ通り沿道など、「炎をくぐった土の色」を用いた建築物等が周辺にある場合は、周辺環境や「炎をくぐった土の色」と調和のとれた色彩を用いることができます。 * タイル、レンガ、石板などは、自然素材に近い色合いや質感を演出できる素材ですが、製品により幅があり、上記の色彩基準に配慮する必要があります。	炎をくぐった土の色 (宮崎地区のハナミズキ通り沿道に限る) * 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JIS Z 8721)。 																				
○ 太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。 * ただし、パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。	宮崎地区のハナミズキ通りで多用されている「炎をくぐった土の色」 ◎ 太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。 ◎ 太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。																				



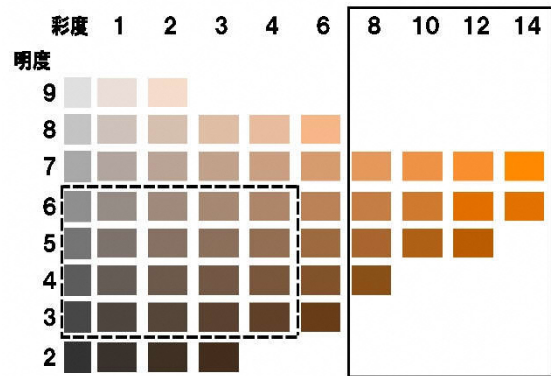
※ 見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積のことをいいます。

【色彩の例（実線枠内：使用しない色、破線枠内：推奨色（「炎をくぐった土の色」）を除く）】

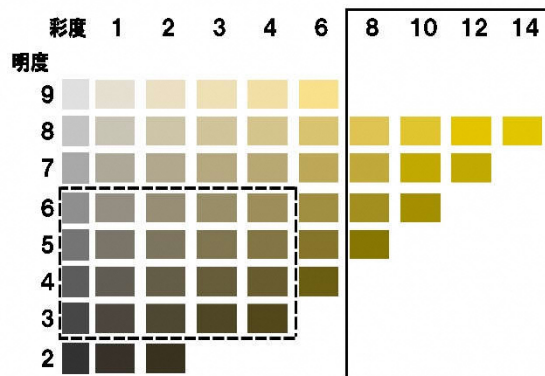
赤(R)系



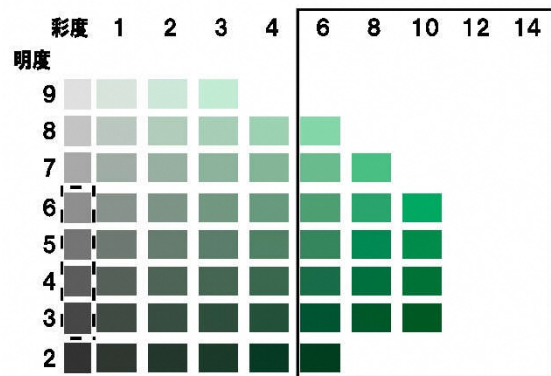
黄赤(YR)系



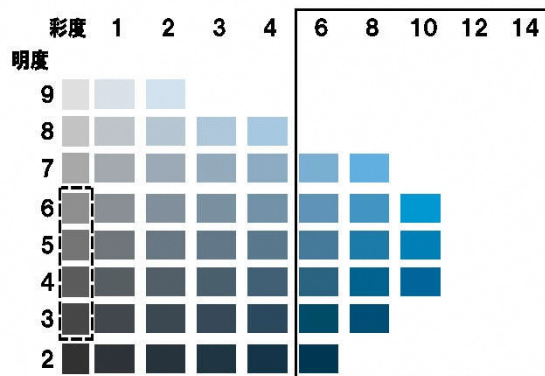
黄(Y)系



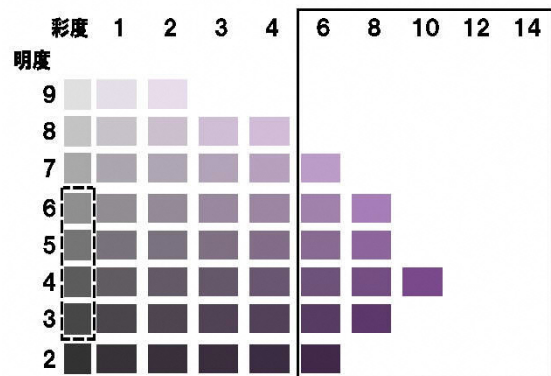
緑(G)系



青(B)系

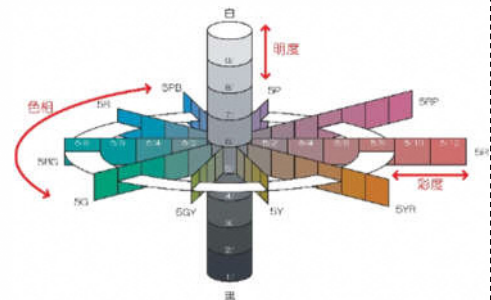


紫(P)系

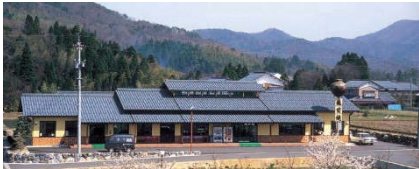


参考：色彩の三属性について

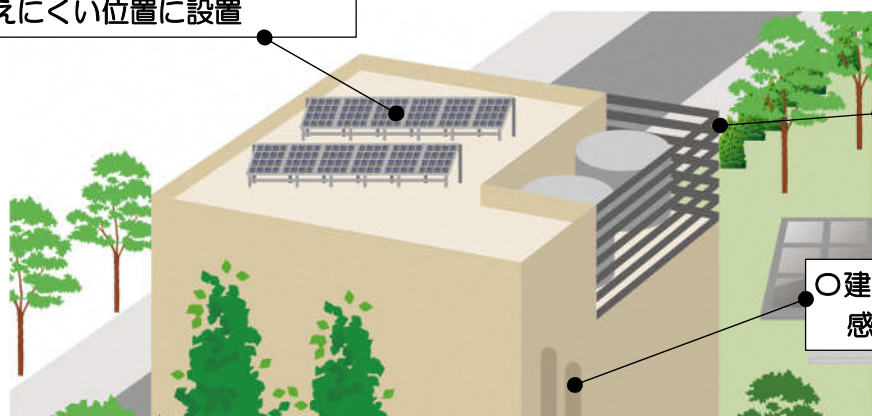
- 色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)などの色名によって特徴付けられる。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とする。
- 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性という。
- マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10。



ごじー ご の じゅう
5G 5 / 10
 色相 明度 彩度

対象		景観形成基準	景観推奨基準
外観	素材	○ 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ○ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える※素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。 ○ 太陽光発電設備等のパネルは、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。	◎ 自然景観に恵まれた地域や周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、なるべく周辺の伝統的な様式の建物と同様に木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。 ◎ 眺望の対象となる集落等では、できるだけ勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とする。 ◎ 宮崎地区では、ハナミズキ通り沿道の既存の公共施設等に用いられた陶板を推奨素材とする。  勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とした建物
	付帯設備 ・給水設備・アンテナ等 室外機・外付け階段・太陽光発電設備	○ 給水設備やアンテナ、太陽光発電設備など、屋上に設ける設備は、道路等の公共空間からできるだけ見えにくい位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ○ エアコンの室外機や外付け階段、配管等、壁面に設ける設備は、建築物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周囲の景観との調和に配慮する。	◎ エアコンの室外機等については、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ◎ 集合住宅等の物干し場は、主な道路等から干し物が見えにくくなるような配置や構造とする。

○公共空間からできるだけ見えにくい位置に設置

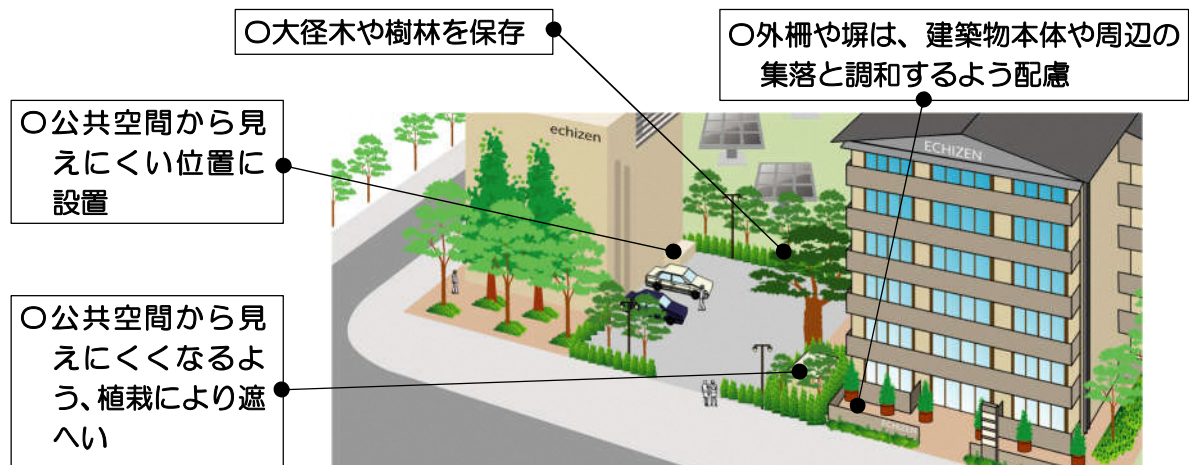


○目隠し等による遮へい

○建築物本体と一体的に感じられるデザイン

※ 際立って見える：周囲のものとははっきりした違いがあって、ひときわ目立って見えることをいいます。

対象		景観形成基準	景観推奨基準
外構	駐車場・屋外付属設備等	○ 駐車場や車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の屋外付属施設は、原則として道路等の公共空間から見えにくい位置に設ける。これが困難な場合は、その周囲の緑化や修景、目隠し等により、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ やむを得ず沿道から見える位置に車庫やカーポート等の設備を設ける場合は、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した壁面の位置とし、色彩や素材を工夫するとともに、舗装材の選択や周囲の緑化等により、景観的な演出をする。	◎ 宮崎地区のごみ集積所など、地区全体で設備のデザインを統一している場合は、原則としてそのデザインを踏襲する。  地区全体でデザインが統一されている宮崎地区のごみ集積所
	扉 外柵や塀、門柱・門扉	○ 外柵や塀、門柱・門扉は、建築物本体と調和するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。	◎ 周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。
	緑化	○ 敷地内のオープンスペースや建築物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、建築物、敷地の規模、道路等の公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○ 緑化にあたっては、敷地内の建築物等の規模や周辺の景観との調和に配慮するとともに、修景・遮へいなど、その目的に即した配置、樹高とする。 ○ 周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○ 敷地内の樹木等は、適切に管理すること。	◎ 緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の 20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎ 敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用に努める。



対象	景観形成基準	景観推奨基準
照明設備	○ 不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明をできる限り避ける。 ○ 暖かみや落ち着きのある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。	◎ 市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。
屋外広告物	○ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物と一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努める。 ○ 広告物はできるだけ壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しないよう配慮する。 ○ 「福井県屋外広告景観ガイドライン」を参考に設置すること。	◎ 広告物を設置する場合は、背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置とするとともに、同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努める。 ◎ 広告物に用いる色彩は、地色※に彩度の低い色を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮するとともに、市街地では、まちのにぎわいや楽しさを演出する要素となるよう努める。



2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観形成基準
◎ 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する建築物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮します。 ◎ 建築物等の色彩の変更については、それぞれ該当する建築物等に係る色彩に関する基準に配慮します。

※ 地色：下地の色のことをいいます。

3) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

① プラント類その他これらに類するもの

- ・ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
- ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- ・ 汚水又は廃水処理する施設、ごみ焼却施設
- ・ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター
- ・ 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。）
- ・ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設 等

対象		景観形成基準	景観推奨基準								
敷地内における位置 (配置)		○ 隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良好な景観への見通しを確保できる配置とする。 ○ 敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。	◎ ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。やむを得ず、2m以上後退できない場合は、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。								
外観	高さ	○ 周辺の建築物等の高さから突出しない、調和のとれた高さとする。	◎ 主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。 ◎ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。								
	形態・意匠	○ 周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、周辺と調和する形態とする。 ○ 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン）とする。 ○ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。	◎ 景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。								
	色彩	○ 法令で定められたもの以外の色は、周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。ただし、外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはその限りではない。 ○ けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。	◎ 地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。 ◎ 外観の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。 【推奨色】 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相</td><td>3以上 6以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td></td><td>—</td></tr></table> * 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JIS Z 8721)。	色相	明度	彩度	R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下	無彩色	
色相	明度	彩度									
R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下									
無彩色		—									

対象		景観形成基準	景観推奨基準
外観	外壁に付帯する設備	○ 配管等、外壁に設ける設備は、できるだけ露出させないように配慮する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、工作物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する。	
	素材	○ 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ○ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える※素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。	
外構	緑化	○ 敷地内のオープンスペースや工作物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、工作物や敷地の規模、道路などの公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○ 緑化にあたっては、周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○ 敷地内の樹木等は、適切に管理すること。	◎ 緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎ 緑化は、できるだけ中高木を用いて行う。 ◎ 敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用に努める。
	その他	○ 工作物の新設、増設、改設若しくは移転等に関わる駐車場・屋外付属設備等、外柵や塀、門柱・門扉については、建築物の基準を確認すること。	

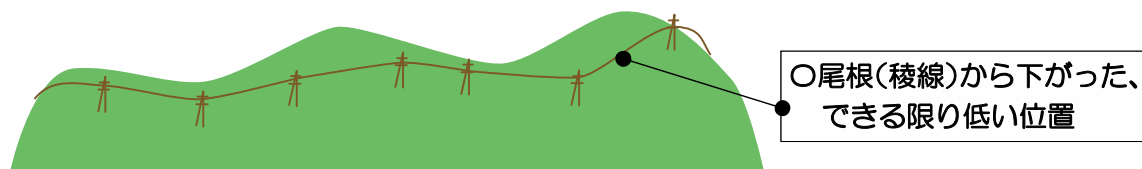
② 太陽光発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
○ 太陽光パネルや架台が道路等の公共空間から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、植栽や板塀等による遮へい措置を講じるなど、周辺景観との調和を図る。 ○ 太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。	◎ 太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。 ◎ 太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。

※ 際立って見える：周囲のものとはっきりした違いがあって、ひときわ目立って見えることをいいます。

- ③ 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 置場所及び高さは眺望景観の妨げにならないよう配慮する。 ○ 歴史的建築物や文化財など重要な景観資源の周辺での設置はできる限り避ける。 ○ できる限りすっきりとした形態・意匠とし、落ち着いた色彩を使用する。	◎ 山稜の近傍にある鉄塔は、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置とする。 ◎ 携帯電話の基地局等の鉄塔の形状は、原則として鋼管柱（シリンダータイプ）又はコンクリート柱とする。 ◎ 色彩は、周辺の景観に調和しやすい景観色※¹とし、背景となる色彩や季節による周辺の色彩の変化を考慮して色調を決める ◎ 地上設備は、露出しないよう、縦格子の景観色のフェンスで囲む。



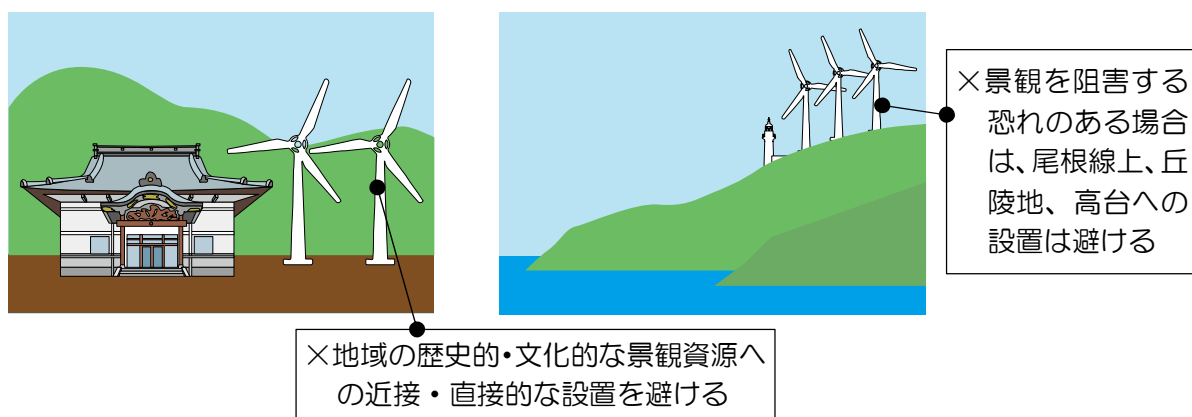
- ④ 風力発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
○ 地域の良い景観資源への近接を避けるとともに、展望地等※²からの眺望への影響を極力回避・低減する。 ○ 海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○ 複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置とする。 ○ 設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。 ○ 設備の周辺の樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける ○ 付帯設備は、周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする。	◎ 文化財や景観重要樹木・景観重要建造物をはじめ、地域の歴史的・文化的な景観資源への近接・直接的な設置を避ける。 特に越前岬灯台の周辺など、眺望の対象であるとともに、視点場となる景観資源の周辺への設置を避ける。 ◎ 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、山並みや海岸線等への景観を阻害しないよう配慮するとともに、ランドマークとなる景観資源等への見通し・眺望景観に配慮する。 ◎ 保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる。 ◎ 敷地内は可能な限り緑化を行う。 ◎ 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成 25 年 3 月）」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする。

※1 景観色：「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩をいいます。

基本とする色の名称	ダークブラウン〔こげ茶〕	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	ダークグレー〔濃灰色〕
標準マンセル値	10 Y R 2.0/1.0 程度	10 Y R 6.0/1.0 程度	10 Y R 3.0/0.2 程度

※2 展望地等：展望台や良好な眺望景観の視点場となる公園、道路等をいいます。



⑤ 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

景観形成基準	景観推奨基準
○ 垣、外柵や塀、門柱・門扉は、建築物本体と調和するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。	◎ 周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。

4) 工作物の修繕、模様替又は色彩の変更

景観形成基準
○ 工作物の修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する工作物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮する。 ○ 工作物の色彩の変更については、それぞれ該当する工作物等に係る色彩に関する基準に配慮する。

(3) 開発行為及び土砂又は砂利の採取

(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更)

1) 形質変更全般

景観形成基準	景観推奨基準
○ 良好な景観を形成している樹木、河川等を保全し修景に活用するように努める。 ○ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かすように努める。 ○ 海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○ 長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ず法面・擁壁が生じる場合は、垂直擁壁を避け、できる限り高さを低くし、緩やかな勾配とする。また、擁壁の表面は素材の特性を活かし、法面、擁壁周辺の緑化に努める。 ○ 宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせ、その場所の特性を活かすように配慮する。 ○ 調整池等の護岸は、周辺との調和を図るために、素材、植栽等を工夫するように努める。	◎ 原則として古墳や歴史的な建造物の周辺では、開発行為や土地の形質の変更を避ける。

2) 土取り

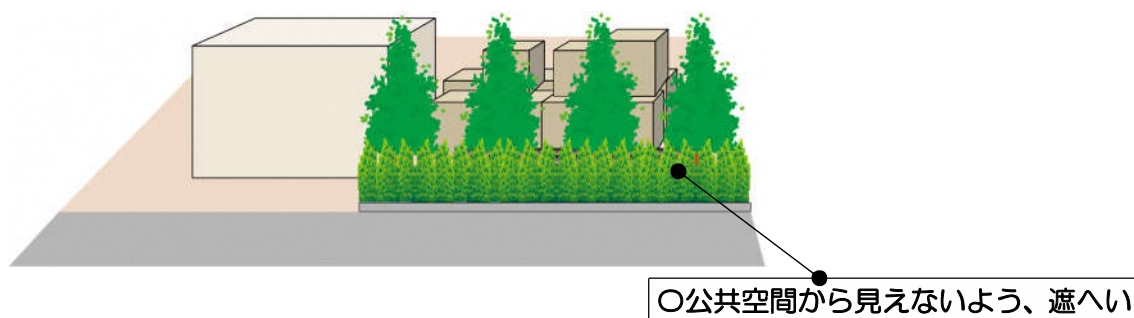
景観形成基準
○ 土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置や方法を工夫し、原則として、行為地周辺の緑化を行う。 ○ 採取後は、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行う。

(4) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

景観形成基準
○ できる限り既存樹木を保全・活用する。 ○ 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

景観形成基準	景観推奨基準
○ 道路や公園等の公共空間から望見できる範囲への設置を避ける。 ○ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑える。	◎ 敷地周囲を緑化したり、塀や柵を設置するなど、道路等の公共空間からの堆積物が見えにくくなるよう、遮へいに努める。



(6) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明を避ける。 ○ 暖かみや落ち着きのある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。	◎ 市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。